

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年11月10日認可した。

令和4年11月18日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
琴平町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業（農道改修事業）苗田東地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）一の股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）本村上地区